



長野県報

12月2日(木)
平成16年
(2004年)
第1615号

目次

告示

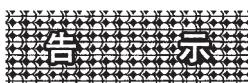
土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	1
都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	2
長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部改正 (高校教育課)	2

公 告

平成16年知事表彰受賞者（統計功労）の公表（情報政策課統計活用室）	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	7
開発行為に関する工事の完了（建築管理課）	7
一般競争入札（医務課県立病院室）	7

訓 令

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部改正（人事活性化チーム）	8
正誤（企画課）	8
（道路維持課）	8



長野県告示第635号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

駒ヶ根市

2 事業の種類

農業集落排水事業竜東中部地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

駒ヶ根市中沢地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

農業集落排水事業竜東中部地区処理施設建設事業（以下「本事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に関するものである。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本事業の起業者である駒ヶ根市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本事業の施行により得られる利益

起業地の所在する竜東中部地区においては、下水道施設が未整備で、し尿はくみ取りで処理しており、また、家庭雑排水については、農業用水路や側溝に直接放流されているため、悪臭が発生するとともに、農業用水の汚濁が進行している。特に、家庭雑排水により汚濁した農業用水が水田に流入することにより、水稻の青立ち等の生育障害が目立ち、収量にも大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中で、本事業を導入し、家庭雑排水及びし尿の浄化処理をすることにより、次のような事業効果が期待できる。

(7) 農業用水の汚濁による、悪臭、ハエ及び蚊の発生並びに農作物への悪影響の防止につながる。

(1) 周囲に放流先のない家庭による家庭雑排水の地下浸透処理がなくなるため、地下水の保全が図れる。

(9) トイレの水洗化が可能となり、地区住民の生活環境が向上する。

(1) 発生汚泥をし尿汚泥肥料として再利用することができるため、リサイクルの推進につながる。

イ 本事業の施行による影響

起業地は最寄りの民家から相当程度離れており、地区住民

の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在、竜東中部地区においては、家庭雑排水による農業用水の汚濁が問題となっており、また、し尿処理がくみ取り式で不快な環境にあることから、地区住民の間にも農業用水等の水質の保全及びトイレの水洗化を求める声が強くなっています。このため、同地区においては、下水道の整備が急務となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲については、家庭雑排水及びし尿を処理する施設の建設並びに管理用道路、植栽等の整備のために必要な面積に限定されており、適正な規模と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業については、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

駒ヶ根市役所

企画課

長野県告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年12月2日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

飯田市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道（飯田処理区）

3 事業施行期間

昭和24年11月2日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和34年建設省告示第1814号、昭和38年建設省告示第938号、昭和38年建設省告示第2661号、昭和43年建設省告示第763号、昭和44年建設省告示第1616号、昭和46年長野県告示第369号、昭和52年長野県告示第647号、昭和56年長野県告示第673号、昭和62年長野県告示第681号、平成2年長野県告示第635号、

平成6年長野県告示第728号、平成8年長野県告示第769号及び平成12年長野県告示第8号の事業地のうち、飯田市座光寺、中村、上郷黒田、大瀬木及び三日市場地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県教育委員会教育長告示第3号

長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成16年12月2日

長野県教育委員会教育長 瀬良和征

題名を次のように改める。

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程

第1条中「県内に居住し、県内の高等学校」を「高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）」に改める。

第3条中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第5条中「奨学生等の」を「高等学校等に在学している者（第6条の2第1項に規定する奨学生候補者である者を除く。）で奨学生等の」に、「者」を「もの」に、「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

（奨学生候補者の決定等）

第6条の2 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の最高学年に在学し、高等学校等に進学を希望する者で高等学校等に入学したときに奨学生等の貸与を受けようとするものは、高等学校等に入学したときに奨学生等の貸与を受けることができる者の候補者（以下この条及び次条において「奨学生候補者」という。）となるための申請をすることができる。

2 前項の申請は、在学する中学校の長の推薦を受け、所定の期日までに次の書類を教育長に提出することにより行うものとする。

(1) 奨学生候補者申込書（様式第3号の2）

(2) 奨学生候補者推薦書（様式第3号の3）

(3) 所得に関する調書（様式第3号）

3 奨学生候補者となることを決定したときは、在学する中学校の長を経て本人に通知する。

（奨学生候補者への貸与の決定）

第6条の3 奨学生候補者は、奨学生候補者となつた年度の翌年度の4月30日までに高等学校等に入学したときは、所定の期日までに学校長を経てその旨を教育長に届け出るものとする。

2 教育長は、前項の届け出を受理した場合は、奨学生候補者が別表に掲げる貸与対象者の要件を欠いているときその他奨学生等を貸与することが適当でないときを除き、奨学生等を貸与することを決定し、学校長を経て本人に通知するものとする。

別表の奨学生の項中「及び2」を「から3まで」に、「公立高等学校」を「公立の高等学校等」に、「私立高等学校」を「私立の高等学校等」に、

「
2 他に学費等の貸与又は補助を受けていないこと。」

を

「
2 他に学費等の貸与又は補助を受けていないこと。
3 保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。
以下同じ。）又は保護者であった者が県内に居住
する者であること。

に改め、同表の遠距離通学費の項中「(3)まで」を「(4)まで」に、

「
(3) 他に通学費等に係る資金の貸与又は補助を受
けていないこと。」

を

「
(3) 他に通学費等に係る資金の貸与又は補助を受
けていないこと。
(4) 保護者又は保護者であった者が県内に居住す
る者であること。

に改める。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

(様式第3号の2)(第6条の2関係)

奨学生候補者申込書

平成 年 月 日

長野県教育委員会教育長 殿

本人

印

保護者

印

奨学生候補者として決定してください。

記

フリガナ						③ 本籍地 外国籍	※ 都・道・府・県	
① 氏名		氏	名					
生年月日		年 月 日				④ 家族住所 ⑤ 本人住所		
② 中学名		立 中学校 分校						
⑥ 生計を一にする家族及び所得主別たる者家に計×支印持者に○印	就学者を除く家族	統柄	氏名	年齢	所得の種類		収入金額(税込)・売上高	所得(利益)金額(税込)
		父		歳			千円	千円
		母		歳			千円	千円
				歳			千円	千円
				歳			千円	千円
				歳			千円	千円
				歳			千円	千円
				歳			千円	千円
就学者	統柄	氏名	設置者別		学校種類別		学年	通学別(小中を除く)
	本人		※ 国・公・私立	中学校		学年		
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)			学年	※ 自宅・自宅外
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)			学年	※ 自宅・自宅外
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)			学年	※ 自宅・自宅外
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)			学年	※ 自宅・自宅外

(7)
事業の種類

- * • 製造 • 卸売 • 小売 • 金融 • 保険 • 運送 • 倉庫 • 建設
 • 鉱業 • 修理 • 受託加工 • サービス ()
 • 農業 • 林業 • 漁業 • 水産 • その他 ()
- (給与所得だけの場合は記入しないでください)

(奨学金の貸与を希望するに至った経過)

(8)

家

庭

事

情

主たる家計支持者の死亡、性別、失業等の年月

年 月

※印のところは該当するものを○印で囲んでください。

(様式第3号の3)(第6条の2関係)

奨学生候補者推薦書

平成 年 月 日

長野県教育委員会教育長 殿

中学校長

印

下記の者は、奨学生候補者として決定されることを適當と認めます。

記

フリガナ								
氏名		立 中学校						
年 月 日 生								
学習成績の評定平均値	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> B ————— = A </div>	評定	科目数	評定値				
		5 × ()	= ()					
		4 × ()	= ()					
		3 × ()	= ()					
		2 × ()	= ()					
		1 × ()	= ()					
合計 A () … B ()								
推薦所見				推薦順位				
				人中位				
特 别 控 除								
判定	(1) 母子世帯		千円	総所得金額				
	(2) 就学者(小)(中)(高)(高専)(大)		千円	ア				
	(3) 障害者(続柄)		千円	特別控除				
	(4) 長期療養者(続柄)		千円	イ				
	(5) 主たる家計支持者の別居		千円	認定総所得金額				
	(6) 災害()		千円	アーアイ				
	(7) 父母以外の所得		千円	基準額				
	B ※ 国・公・私 ※ 自宅・自宅外		千円	(人)				
計		イ	千円	千円				

※印のところは該当するものを○印で囲んでください。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成17年4月1日以後に貸与の決定をする奨学金及び遠距離通学費（以下「奨学金等」という。）から適用する。
(経過措置)
- 平成17年3月31日から引き続き奨学金等の貸与を受ける者に係る奨学金等の貸付対象者の要件については、改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。